

保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後 2 日を経過するまで」から、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診断を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

浅間中学校長 様

年 組 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名（型が分かるようでしたら記入してください）	インフルエンザ（ ）型
発症日（高熱・咳等の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関	
医療機関受診日	年 月 日
解熱した日（平熱に戻った日）	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間（指示があれば）	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

㊞

【参考】登校可能日の確認「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」

症状が出た日を記入し登校可能な日をご確認ください

		/	/	/	/	/	/	/	/		
		発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	
		発症後 5 日を過ぎないと解熱しても登校できません									
解熱した日	1 日目		解熱	①	②			登校可			
	2 日目			解熱	①	②		登校可			
	3 日目				解熱	①	②	登校可			
	4 日目					解熱	①	②	登校可		
	5 日目						解熱	①	②	登校可	

※発症日、解熱日とも翌日を 1 日目と数えます。

解熱後 2 日を過ぎないと登校できません